

令和6年小田原市議会3月定例会議案

(議案及び議案説明資料 議案第38号)

令和6年2月14日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 38 号 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 1

○ 条例議案説明資料

議案第 38 号 小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 3

案 議 例 條

議案第 38 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年小田原市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表中

円	円	円
12, 440	13, 320	14, 200
10, 670	11, 550	12, 440
8, 900	9, 790	10, 670

を

円	円	円
12, 500	13, 350	14, 200
10, 800	11, 650	12, 500
9, 100	9, 950	10, 800

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられることに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

條例議案說明資料

議案第 38 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられることに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第 5 条関係）

消防作業従事者等の補償基礎額を 9, 100 円（現行は、8, 900 円）に引き上げることとする。

2 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表関係）

非常勤消防団員の補償基礎額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団 長 及 び 副 団 長	12, 500 円 (12, 440)	13, 350 円 (13, 320)	14, 200 円
分 団 長 及 び 副 分 団 長	10, 800 円 (10, 670)	11, 650 円 (11, 550)	12, 500 円 (12, 440)
部 長、班 長 及 び 団 員	9, 100 円 (8, 900)	9, 950 円 (9, 790)	10, 800 円 (10, 670)

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用

